

冷戦時代のドイツ―4つの特徴

石田 勇治

挨拶

本日はご来場を賜り、まことにありがとうございます。 私ども東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター (DESK) は毎年、ドイツからゲストお招きして、その時々のアクチュアルなテーマについて公開シンポジウムを開催しております。昨年はちょうどこの時期にニュルンベルク原則アカデミーの所長をお招きして、東京裁判終結70周年を記念する国際シンポジウムを行いました。今年2019年はベルリンの壁崩壊から30年という節目にあたり、現代ドイツを代表する歴史家で、フライブルク大学名誉教授のウルリヒ・ヘルベルト先生をお招きして、壁の崩壊から現在まで約30年のドイツの歴史を振り返り、21世紀のドイツが直面する問題を歴史研究の視点からお話しいただくことになりました。

本日は約1時間半のご講演のあと、当センターと所縁の深い日本の歴史研究者お二人にそれぞれの立場から現代ドイツを論じてもらうという流れになります。

* * * * * *

導入

冷戦時代のドイツ―4つの特徴

ヘルベルト先生のご講演に先立ち、ここで少々お時間をいただいて、導入のためのお話をさせていただきます。先生のお話は「ベルリンの壁崩壊」(1989年)から現在までのドイツの歴史についてですが、私はそれに先行する時代、つまり冷戦時代のドイツの歴史の特徴について、次の四つの論点に絞ってお話しいたします。

1. 外的要因の大きさ一ふたつの準主権国家からひとつ の主権国家へ

- 2. 対称と非対称--東西ドイツ関係
- 3. 劇的な社会変容
- 4. 過去の克服一ナチ時代の負の遺産との取り組み

第一の特徴は、冷戦時代のドイツの歴史的発展が外的要因とくにアメリカ、イギリス、フランス、ソ連の戦勝四か国の意向に大きく左右されたということです。その理由はドイツが単に戦争に敗れたためだけでなく、戦勝四か国の対独戦後処理の不一致と米ソ対立の下、東西二つのドイツが成立し、それぞれ東西両陣営と固く結びつけられたことにあります。分裂国家となったため、旧交戦国との間で講和条約が結ばれなかったことも、このことに影響を及ぼしました。

西ドイツ(ドイツ連邦共和国)は、1949年の建国とほぼ同時に主権の大半を取り戻しますが、外交・防衛といった国の基本に関わる決定権を回復するのは、NATO(北大西洋条約機構)に加盟する1955年のことです。それでも、ベルリンの地位保全や緊急事態対応、ドイツ再統一にかかる権限は戦勝国に握られたままでした。一方、東ドイツ(ドイツ民主共和国)は、ワルシャワ条約機構に加盟する1955年にソ連から形式上の主権を取り戻しますが、実際は後の「ブレジネフ・ドクトリン」が示すように、ソ連によって主権が制限される状態が長く、少なくともソ連にゴルバチョフが登場する1980年代後半まで続きました。こうした二つの「準主権国家」が最終的にひとつの主権国家になったのは、1990年9月に東西両ドイツと米英仏ソの四か国の間で結ばれた「ドイツ統一に関する最終条約」(2+4条約)によってでした。

第二の特徴は、対称的であると同時に非対称・不均衡でもあった東西二つのドイツの関係、そして反発しあいながらも相互に影響しあう複雑で変化に富んだ関係が冷戦時代のドイツの歴史的発展を規定したということです。そもそも東西ドイツは、ヒトラーの「第三帝国」とともに消滅し

たドイツ国(Deutsches Reich)を母胎とする「双生児」でした。東西ドイツは否応なく共通の歴史的経験を引きずりながら、一方の西ドイツは多元主義的な議会制民主主義、社会的市場経済、連邦制によって特徴づけられる自由民主主義体制を構築し、他方の東ドイツはドイツ社会主義統一党(SED)による、実質的な一党独裁体制の下で計画経済と集権制を柱とする社会主義体制を確立しました。そしていずれの国も「社会国家」としての特性を発揮し、社会保障制度の整った、安定した国民生活の実現をめざしました。

互いにまったく異なる方法で「理想」を追求したともいえますが、東西の違いは、例えば勤労者が職場において享受する権利や受け取る給付の内容、女性の地位、学校制度などに端的に表れていました。東ドイツでは失業はないことになっていましたが、賃金や労働条件を使用者との間で決める権利はなく、個々の職場での勤労者の自由裁量・創意工夫の余地は限られていました。労働組合はありましたが、党に従属した存在でした。しかし女性の社会的地位という点では東ドイツは進んでいました。女性の就業を保証する様々な措置がとられ、1978年の統計によると東ドイツでは就業可能年齢の女性の内、87%が就業していたのに対し、西ドイツでは52%でした。

ふたつのドイツの力関係はアンバランスでした。国土、人口、経済力を比べると、国土面積の東西比はおよそ1対3、人口は1対4、人口一人当たりの名目国民総生産GDPについては、東は西の43%(統一時)に過ぎません。双子とはいえ、西が余りに大きな存在でした。

注目すべきは、二つのドイツはいずれも「自国こそが本来のドイツ」であると主張し、ドイツの代表権をめぐって争っていたことです。それは建国当初から東西ドイツ基本条約の締結(1972年)によって相互の「主権的平等」が認められ、両国が同時に国連に加入する1973年まで続きました。東ドイツは、これ以降、国際社会のアクターとして注目されるようになりますが、それでも自由な選挙は行われず、人口の流出を「壁」によって食い止め、言論をコントロールする東ドイツには、常にその正当性に疑問符がつけられていました。

この時期、東ドイツの指導者となったホーネッカーは、 積極的な社会政策を打ち出します。医療費は無料、生活必 需品の価格や家賃・公共料金は低く抑え、大規模な住宅建 設に力を入れます。その狙いは共産主義に対する国民の忠 誠心を高め、東ドイツ独自のアイデンティティを創ること でした。しかしこれはうまく行きません。

1973年のオイルショックは、輸入品価格やソ連からの原料価格の高騰をもたらし、やがて外貨不足に陥った東ドイツは外国借款に依存するようになりました。技術革新に遅れ、慢性的な外貨不足に悩む東ドイツでは、国民の所得が多少増えても購入したものがない、欲しい物を手に入れる

ためには何年もまたなければならないという状態になりま した。

すでに1960年代からヨーロッパ随一の経済大国となり、70年代末には日本とともに西側先進国(G7)の仲間入りを果たした西ドイツにとって、東ドイツはもはや競争相手でも、早急に統合すべき相手でもなくなりました。一方、東ドイツにとって西ドイツは、いつも強く意識せざるを得ない「比較参照国」であり続けました。水面下で民主化を求める人々の中には、西ドイツの助けに期待する者もいました。その意味で、ベルリンの壁崩壊後に東ドイツの人びとが、自国の改革よりも、一日も早い西ドイツとの一体化を求めたのは、自然の流れであったといえるでしょう。

第三の特徴として、冷戦時代にドイツの社会が様変わりしたことがあげられます。ドイツは19世紀末以来、大きく四つの「部分社会」、つまりそれぞれ独自の文化的政治的な価値規範を共有する生活空間(ミリュー)に分かれていたといわれます。四つとは保守的ミリュー、市民的ミリュー、労働者ミリュー、そしてカトリック・ミリューです。その分断線が東西ドイツいずれにおいても1960年代末までその輪郭を失い、ほぼ解体したのです。

その背景には、対独戦後処理の原則を定めた1945年8月のポツダム協定によってドイツは「東部領土」を失い、ユンカーなど伝統的支配層の社会的基盤が消滅したことがあります。富裕な市民層を含む東部領の住民が「被追放民」となって西方への移住を強いられ、社会的没落に見舞われました。またカトリックに対するプロテスタントの政治的優位を保証したプロイセンが戦後、連合国によって完全に解体(47年)されたことも特筆すべき事柄です。

東ドイツでは、ソ連占領地区で行われた「ファシスト・資本家」の追放、大企業の公有化、個人資産の無償没収、そして「ユンカーの土地を農民の手へ!」をスローガンに強行された土地改革、大規模な農業集団化が社会のあり方を一変させました。

西ドイツでは、1950年代の「経済の奇跡」と呼ばれる目覚しい戦後復興とともに大衆消費社会が出現します。高度経済成長の下での教育機会の増大、労働者層の富裕化・有産化傾向に促されて、比較的分厚い中間層が形成されていきます。たしかに50年代のアデナウアー政権の下で、伝統的な市民的価値観が一時的に復活しますが、それも60年代の体制批判的な若者世代=「68年世代」の登場とともに後景に退き、代わりに自由と平等の原理の下、自己決定、多様性、人権を尊重する考え方・価値観を支持する気運が高まりました。やがて環境問題や女性・マイノリティの権利を擁護する様々な「新しい社会運動」が活発化します。加えて外国人労働者の受入れ政策は社会を多様なエスニシティーで構成される「多文化社会」へと変容させる契機と

なりました。こうした一連の変化は西ドイツの「リベラル化」、「西欧化」とも呼ばれますが、この過程は東ドイツにはほとんど見られませんでした。

第四の特徴は、ホロコースト(ユダヤ人虐殺)など未曽 有の人権侵害、国家的な大規模犯罪を引き起こしたナチ時 代の過去、そして不法国家の経験が、この時期のドイツの 政治、社会、文化の諸領域に深い影を落としたことです。 これは現在も見られる現象です。冷戦時代の西ドイツ外交 を特徴づける「自己抑制の文化」はナチ時代の単独外交へ の反省から生じたもので、多国間主義を支持し、過度の軍 事力に依存しないシビリアンパワー(文民国)をめざすも のでした。

さて、21世紀のドイツには、ナチ時代の過去を直視し、その教訓を活かす公的規範があります。それに支えられた様々な取り組みは「過去の克服」と呼ばれ、その国際社会における評価はとても高いといえるでしょう。しかし戦後初期の過去との向き合い方はとても褒められるものではありませんでした。多くの戦犯が恩赦され、旧ナチ党員も大半が社会復帰を果たした1950年代の西ドイツでは、「過去を嗅ぎまわるのはよそう」というアデナウアー首相の声に呼応するかのように、不都合な過去を語ることは忌避され、ナチ時代の負の記憶は忘却の闇に葬り去られようとしていました。

「過去の克服」は持続的な学習過程ともいわれます。例 えば、その柱となる司法訴追は、1960年から79年まで四度 にわたる国会での激しい時効論争の末、79年に時効(謀殺 罪)が撤廃された結果、現在も行われているのです。被害者に対する補償も、当初は連邦補償法(1956年)によってユダヤ人など特定の犠牲者集団に対象が限られていましたが、やがてこの制限を疑問視する声が世論を喚起し、その結果、80年代以降になってロマ(ジプシー)やホモセクシュアル、90年代末になって強制労働の犠牲者といった「忘れられた犠牲者」に救済の手が差し伸べられるようになったのです。この意味でドイツの「過去の克服」は、民主化され、リベラル化された社会に育った若い世代の人権意識に訴えながら、それを涵養しつつ、またそれに促されて進展してきたといえるでしょう。

一方、反ファシズムを標榜して建国された東ドイツでは、ナチズムすなわち「ドイツ・ファシズム」は資本主義が産み出したもの、階級の産物として認識され、その温床とみなされた資本家、大土地所有者を一掃し、「反動的な市民層」を解体することによって過去は克服されるのだと考えられていました。ナチ支配の犠牲者に対しても、英雄的に戦って斃れた共産主義の闘士を称えることはあっても、政治的な理由以外で迫害されたユダヤ人やその他の犠牲者への補償はまったく行われないか、行われても不十分なものでした。1990年4月、東ドイツで最初にして最後の自由選挙で選出されたドイツ人民議会が、この点を反省し犠牲者に謝罪したことは、示唆に富む出来事だったといえるでしょう。

ここまでお話して、ヘルベルト先生にバトンをお渡しし たいと思います。